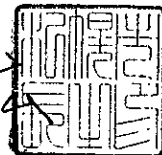


札幌市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 11 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 58 号

札幌市体育施設条例の一部を改正する条例

札幌市体育施設条例（昭和 4 1 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表 3 1 (1) の表個人使用の項中

「		「																															
<table><tr><td>390 円</td></tr><tr><td>390 円</td></tr><tr><td>390 円</td></tr><tr><td>230 円</td></tr><tr><td>230 円</td></tr><tr><td>230 円</td></tr><tr><td>130 円</td></tr><tr><td>130 円</td></tr><tr><td>130 円</td></tr><tr><td>1,950 円</td></tr><tr><td>1,150 円</td></tr><tr><td>650 円</td></tr><tr><td>5,670 円</td></tr><tr><td>3,350 円</td></tr><tr><td>1,670 円</td></tr></table>	390 円	390 円	390 円	230 円	230 円	230 円	130 円	130 円	130 円	1,950 円	1,150 円	650 円	5,670 円	3,350 円	1,670 円		<table><tr><td>430 円</td></tr><tr><td>430 円</td></tr><tr><td>430 円</td></tr><tr><td>250 円</td></tr><tr><td>250 円</td></tr><tr><td>250 円</td></tr><tr><td>140 円</td></tr><tr><td>140 円</td></tr><tr><td>140 円</td></tr><tr><td>2,150 円</td></tr><tr><td>1,250 円</td></tr><tr><td>700 円</td></tr><tr><td>6,300 円</td></tr><tr><td>3,700 円</td></tr><tr><td>1,800 円</td></tr></table>	430 円	430 円	430 円	250 円	250 円	250 円	140 円	140 円	140 円	2,150 円	1,250 円	700 円	6,300 円	3,700 円	1,800 円	
390 円																																	
390 円																																	
390 円																																	
230 円																																	
230 円																																	
230 円																																	
130 円																																	
130 円																																	
130 円																																	
1,950 円																																	
1,150 円																																	
650 円																																	
5,670 円																																	
3,350 円																																	
1,670 円																																	
430 円																																	
430 円																																	
430 円																																	
250 円																																	
250 円																																	
250 円																																	
140 円																																	
140 円																																	
140 円																																	
2,150 円																																	
1,250 円																																	
700 円																																	
6,300 円																																	
3,700 円																																	
1,800 円																																	
	を		に改め、同表専用使用の項を																														
」		」																															

次のように改める。

専用 使用	アリ ーナ	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	午前 9 時から正午 まで	18,500円	最高入場料の60人分。た だし、その額が37,000円 に満たないときは、 37,000円とする。
			午後 1 時から午後 5 時まで	27,700円	最高入場料の70人分。た だし、その額が55,400円 に満たないときは、 55,400円とする。
			午後 6 時から午後 9 時まで	37,000円	最高入場料の100人分。 ただし、その額が74,000 円に満たないときは、 74,000円とする。
			午前 9 時から午後 5 時まで	46,200円	最高入場料の130人分。 ただし、その額が92,400 円に満たないときは、 92,400円とする。
			午後 1 時から午後 9 時まで	64,600円	最高入場料の180人分。 た だ し 、 そ の 額 が 129,200円に満たない ときは、129,200円とする。
			午前 9 時から午後 9 時まで	83,200円	最高入場料の240人分。 た だ し 、 そ の 額 が 166,400円に満たない ときは、166,400円とする。
	その他	の催物 に使用 する場 合	午前 9 時から正午 まで	37,100円	最高入場料の60人分。た だし、その額が74,000円 に満たないときは、 74,000円とする。
			午後 1 時から午後	55,400円	最高入場料の70人分。た

		5時まで		だし、その額が110,800円に満たないときは、110,800円とする。
		午後6時から午後9時まで	73,900円	最高入場料の100人分。ただし、その額が148,000円に満たないときは、148,000円とする。
		午前9時から午後5時まで	92,400円	最高入場料の130人分。ただし、その額が184,800円に満たないときは、184,800円とする。
		午後1時から午後9時まで	129,300円	最高入場料の180人分。ただし、その額が258,400円に満たないときは、258,400円とする。
		午前9時から午後9時まで	166,300円	最高入場料の240人分。ただし、その額が332,800円に満たないときは、332,800円とする。
競技室	アマチュアスポーツに使用する場合	午前9時から正午まで	12,400円	最高入場料の40人分。ただし、その額が24,800円に満たないときは、24,800円とする。
		午後1時から午後5時まで	18,400円	最高入場料の50人分。ただし、その額が36,800円に満たないときは、36,800円とする。
		午後6時から午後9時まで	24,600円	最高入場料の70人分。ただし、その額が49,200円

			に満たないときは、 49,200円とする。
	午前9時から午後 5時まで	30,700円	最高入場料の90人分。た だし、その額が61,400円 に満たないときは、 61,400円とする。
	午後1時から午後 9時まで	43,100円	最高入場料の120人分。 ただし、その額が86,200 円に満たないときは、 86,200円とする。
	午前9時から午後 9時まで	55,300円	最高入場料の160人分。 た だ し 、 そ の 額 が 110,600円に満たないと きは、110,600円とする。
そ の 他 の 催 物 に 使 用 す る 場 合	午前9時から正午 まで	24,700円	最高入場料の40人分。た だし、その額が49,600円 に満たないときは、 49,600円とする。
	午後1時から午後 5時まで	36,800円	最高入場料の50人分。た だし、その額が73,600円 に満たないときは、 73,600円とする。
	午後6時から午後 9時まで	49,200円	最高入場料の70人分。た だし、その額が98,400円 に満たないときは、 98,400円とする。
	午前9時から午後 5時まで	61,300円	最高入場料の90人分。た だし、その額が122,800 円に満たないときは、

			122,800円とする。
		午後 1 時から午後 9 時まで	86,300円 最高入場料の120人分。 ただし、その額が 172,400円に満たないと きは、172,400円とする。
		午前 9 時から午後 9 時まで	110,500円 最高入場料の160人分。 ただし、その額が 221,200円に満たないと きは、221,200円とする。
体育室		午前 9 時から正午 まで	6,300円
		午後 1 時から午後 5 時まで	9,200円
		午後 6 時から午後 9 時まで	12,400円
		午前 9 時から午後 5 時まで	15,200円
		午後 1 時から午後 9 時まで	21,300円
		午前 9 時から午後 9 時まで	27,600円
格技室、柔道 室、剣道室、 相撲室、弓道 室、アーチェ リー室、小体 育室又はゲ ートボール 場		午前 9 時から正午 まで	5,000円
		午後 1 時から午後 5 時まで	7,400円
		午後 6 時から午後 9 時まで	9,200円
		午前 9 時から午後 5 時まで	12,400円

	午後 1 時から午後 9 時まで	16,500円	
	午前 9 時から午後 9 時まで	21,300円	
重量挙げ室、トレーニング室又はトレーニングデッキ	午前 9 時から正午まで	2,400円	
	午後 1 時から午後 5 時まで	3,900円	
	午後 6 時から午後 9 時まで	5,000円	
	午前 9 時から午後 5 時まで	6,300円	
	午後 1 時から午後 9 時まで	8,500円	
	午前 9 時から午後 9 時まで	11,100円	
多目的室	1 室 1 時間につき		1,000円
講堂	1 室 1 時間につき		1,500円
小会議室	1 室 1 時間につき		360円
選手控室	1 室 1 時間につき		500円
大会役員室	1 室 1 時間につき		430円
審判控室	1 室 1 時間につき		290円

(2) 別表 3 1 (2) の表中

「

280 円
150 円
80 円
1,400 円
750 円

を

「

310 円
170 円
90 円
1,550 円
850 円

に改め、別表 3 1 (3) の

400 円

450 円

表個人使用の項中

580 円		640 円	
280 円		310 円	
140 円		150 円	
2,900 円		3,200 円	
1,400 円	を	1,550 円	に改め、同表コース使用の
700 円		750 円	
5,800 円		6,400 円	
2,800 円		3,100 円	
1,400 円		1,500 円	

項中	4,000 円	を	4,400 円	に改め、同表専用使用
	2,000 円		2,200 円	

の項を次のように改める。

専用 使用 場	スケート場	一般		1 時 間 に つき	18,400円	最高入場料の16人分。
		高校生			11,400円	ただし、その額が
		中学生以下			5,700円	36,700円に満たないと きは、36,700円とする。
	平岸 プール	50メー トルプ ール	一般	1 時 間 に つき	36,800円	最高入場料の16人分。
			高校生		22,700円	ただし、その額が
			中学生以下		11,500円	82,700円に満たないと きは、82,700円とする。
		25メー トルプ ール	一般	1 時 間 に つき	18,400円	
			高校生		11,400円	
			中学生以下		5,700円	

その他のプール	一般	1 時間につき	18,400円	最高入場料の16人分。 ただし、その額が 27,600円に満たないときは、27,600円とする。
	高校生		11,400円	
	中学生以下		5,700円	
多目的室		1 室 1 時間につき	1,000円	

(3) 別表3 1(3)の2の表中

「	を	「	780 円	に改め、別表3 1(4)の表	」
			410 円		
			220 円		
			3,900 円		
			2,050 円		
			1,100 円		
」	を	「	860 円	に改め、別表3 1(4)の表	」
			450 円		
			240 円		
			4,300 円		
			2,250 円		
			1,200 円		

「	を	「	780 円	に改め、別表3 1(4)の表	」
			780 円		
			780 円		
			460 円		
			460 円		
			460 円		
			260 円		
			260 円		
			260 円		
			3,900 円		
			2,300 円		
			1,300 円		
			390 円		
」	を	「	860 円	に改め、別表3 1(4)の表	」
			860 円		
			860 円		
			500 円		
			500 円		
			500 円		
			280 円		
			280 円		
			280 円		
			4,300 円		
			2,500 円		
			1,400 円		
			430 円		

個人使用の項中

390 円
390 円
230 円
230 円
230 円
130 円
130 円
130 円
1,950 円
1,150 円
650 円
5,670 円
3,350 円
1,670 円
390 円
390 円
390 円
230 円
230 円
230 円
130 円
130 円
130 円
1,950 円
1,150 円
650 円
5,670 円
3,350 円
1,670 円

を

430 円
430 円
250 円
250 円
250 円
140 円
140 円
140 円
2,150 円
1,250 円
700 円
6,300 円
3,700 円
1,800 円
430 円
430 円
430 円
250 円
250 円
250 円
140 円
140 円
140 円
2,150 円
1,250 円
700 円
6,300 円
3,700 円
1,800 円

に改め、同

表専用使用の項を次のように改める。

専用 使用	一階 競技 室	アマチュアス ポーツに使用 する場合	午前 9 時から 正午まで	12,400円	最高入場料の40人分。た だし、その額が24,800円 に満たないときは、 24,800円とする。
			午後 1 時から 午後 5 時まで	18,400円	最高入場料の50人分。た だし、その額が36,800円 に満たないときは、 36,800円とする。
			午後 6 時から 午後 9 時まで	24,600円	最高入場料の70人分。た だし、その額が49,200円 に満たないときは、 49,200円とする。
			午前 9 時から 午後 5 時まで	30,700円	最高入場料の90人分。た だし、その額が61,400円 に満たないときは、 61,400円とする。
			午後 1 時から 午後 9 時まで	43,100円	最高入場料の120人分。 ただし、その額が86,200 円に満たないときは、 86,200円とする。
			午前 9 時から 午後 9 時まで	55,300円	最高入場料の160人分。 た だ し 、 そ の 額 が 110,600円に満たないと きは、110,600円とする。
			午前 9 時から 正午まで	24,700円	最高入場料の40人分。た だし、その額が49,600円 に満たないときは、
	合	その他の催物 に使用する場 合			

			49,600円とする。
	午後 1 時から 午後 5 時まで	36,800円	最高入場料の50人分。ただし、その額が73,600円に満たないときは、73,600円とする。
	午後 6 時から 午後 9 時まで	49,200円	最高入場料の70人分。ただし、その額が98,400円に満たないときは、98,400円とする。
	午前 9 時から 午後 5 時まで	61,300円	最高入場料の90人分。ただし、その額が122,800円に満たないときは、122,800円とする。
	午後 1 時から 午後 9 時まで	86,300円	最高入場料の120人分。ただし、その額が172,400円に満たないときは、172,400円とする。
	午前 9 時から 午後 9 時まで	110,500円	最高入場料の160人分。ただし、その額が221,200円に満たないときは、221,200円とする。
2 階競技室	午前 9 時から 正午まで	5,000円	
	午後 1 時から 午後 5 時まで	7,400円	
	午後 6 時から 午後 9 時まで	9,200円	
	午前 9 時から 午後 5 時まで	12,400円	

		午後 1 時から 午後 9 時まで	16,500円	
		午前 9 時から 午後 9 時まで	21,300円	
	多目的室	1 室 1 時間につき	1,000円	

(4) 別表 3 1 (5) の表中

「	「				
		8,600 円		9,500 円	
		4,610 円	を	5,100 円	に改め、別表 3 1 (6) の
		2,300 円		2,500 円	
		」		」	

「	「				
		1,500 円	3,000 円	1,700 円	3,300 円
		750 円		830 円	
表中		450 円		500 円	
		220 円		240 円	
		200 円		220 円	
		」	を	」	に

「	「				
		25,800 円		28,500 円	
		15,000 円		16,500 円	
		3,900 円		4,300 円	
改め、別表 3 2 の表中		12,900 円	を	14,200 円	に、
		7,400 円		8,200 円	
		1,900 円		2,100 円	
		640 円		700 円	
		」		」	

「 「

3,400 円	6,800 円
1,700 円	3,400 円
1,700 円	3,400 円
850 円	1,700 円

を

3,800 円	7,600 円
1,900 円	3,800 円
1,900 円	3,800 円
940 円	1,900 円

に

」

」

「

「

77,400 円
45,000 円
11,700 円
38,700 円
22,200 円
5,700 円
640 円
260 円
150 円
80 円
1,300 円
750 円
400 円
5,670 円
3,350 円
1,670 円
1,700 円

を

85,400 円
49,600 円
12,900 円
42,700 円
24,500 円
6,300 円
700 円
290 円
170 円
90 円
1,400 円
830 円
440 円
6,300 円
3,700 円
1,800 円
1,900 円

に、

改め、別表 3 3 の表中

」

」

「

「

3,400 円	6,800 円
1,700 円	3,400 円
1,700 円	3,400 円
850 円	1,700 円

を

3,800 円	7,600 円
1,900 円	3,800 円
1,900 円	3,800 円
940 円	1,900 円

に

改め、別表3 4の表中

1,500 円	3,000 円
750 円	

を

1,700 円	3,400 円
850 円	

に

改め、別表3 5の表中

18,400 円
18,400 円
16,800 円
31,600 円
35,200 円
48,400 円
4,800 円
9,200 円
9,200 円
8,400 円
15,800 円
17,600 円
24,200 円
2,400 円
4,600 円
4,600 円
4,200 円
7,900 円
8,800 円
12,100 円
1,200 円

を

20,300 円
20,300 円
18,500 円
34,900 円
38,800 円
53,400 円
5,300 円
10,100 円
10,100 円
9,300 円
17,400 円
19,400 円
26,700 円
2,600 円
5,100 円
5,100 円
4,600 円
8,700 円
9,700 円
13,300 円
1,300 円

に

改め、別表 3 6 の表中

「

250 円	200 円
2,500 円	2,000 円
1,800 円	1,400 円
2,200 円	1,700 円
2,600 円	2,000 円
3,000 円	2,400 円
1,500 円	1,200 円
38,000 円 (高校生に ついては、 33,000 円)	28,000 円
23,000 円	18,400 円

を

「

280 円	220 円
2,800 円	2,200 円
2,000 円	1,500 円
2,400 円	1,900 円
2,900 円	2,200 円
3,300 円	2,600 円
1,700 円	1,300 円
41,900 円 (高校生に ついては、 36,400 円)	30,900 円
25,400 円	20,300 円

に

改める。

(5) 別表 4 中「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 4 の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表 3 の規定は、この条例の施行の日以後の札幌市体育施設条例第 3 条第 1 項の承認に係る使用料について適用し、同日前の同項の承認に係る使用料については、なお従前の例による。